



島根県報

平成30年6月22日（金）

号外第90号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

告 示**島根県告示第452号**

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成30年 6 月 22 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長		
県 道	玉湯吾妻山線	松江市玉湯町大谷387番2地先から同389番8地先まで	前	5.49～ 10.96	76.05	松江県土整備事務所	交通安全工事 拡幅
			後	9.02～ 16.74	76.05		
〃	川本波多線	邑智郡川本町大字川本508番3地先から同518番2地先まで	前	8.15～ 21.94	131.39	県央県土整備事務所	交通安全工事 拡幅
			後	9.13～ 21.94	131.39		